まどか広場の管理等に関する規則

令和４年８月３日

規則第30号

（趣旨）

第１条　この規則は、別に定めるもののほか、まどか広場（大野城市庁内管理規則（昭和42年規則第10号。以下「管理規則」という。）第２条第２号に規定する庁舎に附置する広場をいう。以下「広場」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成等）

第２条　広場は、芝生、屋外ステージ、通路及び植栽をもって構成し、それぞれの面積は、次のとおりとする。

区分	面積
芝生	712㎡
屋外ステージ	39㎡
通路	208㎡
植栽	90㎡

（使用の許可）

第３条　市長は、大野城市公有財産規則（昭和53年規則第11号。以下「公有財産規則」という。）第24条第１項の規定により、広場の管理上支障がない範囲で、にぎわいの創出、交流の場、地域の活性化等に係る事業であって、市の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与し、又は公益上必要であると認めるものにつき、使用を許可するものとする。

２　前項の規定により広場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、まどか広場使用許可申請書（様式第１号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該申請書の提出をもって、公有財産規則第23条の行政財産使用許可申請書の提出があったものとみなす。

３　前項の規定による申請は、広場を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の３月前から14日前（その日が大野城市の休日を定める条例（平成元年条例第17号）

に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までの間に行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

４　市長は、第２項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、使用の許可又は不許可を決定し、まどか広場使用許可書（様式第２号。以下「許可書」という。）又はまどか広場使用不許可通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

５　市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことができる。

（使用時間）

第４条　広場において、前条第１項に掲げる事業を行うことができる時間は、午前８時30分から午後５時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用許可の制限）

第５条　市長は、公有財産規則第24条第２項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

（３）　その他広場の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の変更）

第６条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の10日前（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、まどか広場使用許可変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の許可又は不許可を決定し、まどか広場使用変更許可書（様式第５号）又はまどか広場使用変更不許可通知書（様式第６号）により使用者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　使用者は、使用許可に係る権利を他人に譲渡し、若しくは使用させ、又は使用許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（使用許可の取消し等）

第８条　市長は、公有財産規則第24条の２に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に付した条件を変更し、若しくは広場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は賠償その他の責を負わない。

（１）　使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

（２）　使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

（３）　公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（４）　その他広場の管理上必要があると認められたとき。

２　前項の規定により使用許可を取り消したときは、まどか広場使用許可取消通知書（様式第７号）を申請者に交付しなければならない。

（使用料）

第９条　広場の使用料（以下「使用料」という。）については、大野城市行政財産使用料条例（昭和61年条例第３号。以下「使用料条例」という。）の定めるところによる。

２　使用料条例第２条第１号の規定により土地の使用料を算出する場合の面積は、第２条の表に掲げる面積（植栽の面積を除く。）の合計とする。

（使用料の減免）

第10条　使用料条例第３条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、まどか広場使用料減額（免除）申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、減免の決定又は却下を行い、まどか広場使用料減額（免除）決定通知書（様式第９号）又はまどか広場使用料減額（免除）却下通知書（様式第10号）により、使用者に通知するものとする。

（使用期間の制限）

第11条　広場は、引き続き３日を超えて使用許可をすることができない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（禁止行為）

第12条　使用者及び広場の入場者は、広場においては、管理規則第４条に規定するもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第２号及び第４号から第８号までに掲げる行為にあっては、市長が広場の管理のため必要があると認める場合

又は市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（１） 広場の附属設備、樹木、芝生その他の物件を損傷し、又は滅失すること。

（２） 樹木を伐採し、又は採取すること。

（３） ごみその他の廃棄物を投棄すること。

（４） 車両を乗り入れ、又は駐車すること。

（５） 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行すること。

（６） 球技を行うこと。

（７） 無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第22項に規定するものをいう。）を飛行させること。

（８） 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

２　市長は、前項各号及び管理規則第４条に掲げる行為をした者に対し、広場からの退去を命ずることができる。

（損害の賠償）

第13条　広場を使用する者は、その責めに帰すべき事由により広場の附属設備、樹木、芝生その他の物件を損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第14条　この規則に定めるもののほか、広場の管理等について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。